「自動車製造事業への奨励付与」

2003年 日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成 した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。 本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)

投資委員会(BOI)布告

No. S.2 仏暦 2546年(2003)

件名 自動車製造事業への奨励付与

タイ国を世界の 1 つの重要な自動車生産および輸出のセンターとなすための支援策が必要であると 見なし、

仏暦 2540 年 投資奨励法第 16 条 2 段による権限により、投資(奨励)委員会は、委員会布告 No. 2 仏暦 2543 年 8 月 1 日付 奨励を付与する事業の種類、規模、条件の 4 類に関して、以下の内容の項を付け加えための布告を発する。業種、規模、条件を決定するものとし、それらは、投資委員会が、奨励を付与する決定を行って以後効力を有するものである。以下による。

NI CT	- W
業種	条件
400 白動市制件車署	1 中動車制法 光廷 440 中動車収払立てのために供給するための
4.23 自動車製造事業	1. 自動車製造 業種 4.10、自動車組み立てのために供給するための
	輸送機器の部品製造業種4.7、および、または、自動車に関する
	エンジン業種4.15、でもって構成するパッケイジプロジェクトとして
	提示しなくてはならず、また、土地および運転資金を含まず、100 億
	バーツ以上(100億バーツ以下ではない)の投資規模を有するもの
	とする。
	2. 自動車製造事業は、明確な目標たる輸出のための生産でなくては
	ならない。
	3. 輸送機器の部品製造事業、および、または、自動車のためのエンジ
	ン製造業種は、当該事業自身のグループないのパッケイジプロジェ
	クトの自動車製造組み立て事業への供給のための生産でなくては
	ならず、あるいは、輸出に限っての生産とする。
	4. 以下の権利恩典を付与するものとする。
	4.1 自動車組み立て事業
	4.1.1 全てのゾーンでの工場建設を可能とする。
	4.1.2 全てのゾーンでの機械輸入の免税を付与するもの
	とする。
	4.1.3 法人税の減免あるいは免除は付与しない
	4.1.4 投資委員会布告 No.1仏暦 2543 年によるその他
	の権利恩典を付与する。
	4.2 輸送機器のための部品、あるいは、または、 自動車のエン

ジン製造業種

- 4.2.1 全てのゾーンでの工場建設を可能とする。
- 4.2.2 全てのゾーンでの機械輸入の免税を付与するものとする。
- 4.2.3 投資委員会布告 No.1 仏暦 2543 年 による法人税の権利恩典およびその他の権利恩典 を付与する。(特別重要産業業種として定められた、 ABS システムの生産、Catalytic Converter にかか わる Substrate の生産、Electronic Fuel Converte r の製造は除く)

仏暦 2546年 1月25日 布告する。

(プロミン ラートスリデート) 副首相 委員会議長代行

注: この翻訳は、2003 年1月 25 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。